ものの、既述の超過負担問題は、その限界を如実に物語っている。そのように考えると、内務省解体は国家の弱体化にはつながったが、地方分権の徹底にはならなかった。その現実の奥に、中央省庁のなかに、地方自治を担当する省が存在し、そこが一定の権限を持つことをどのように評価するかという根本的な問いが隠されている。

ＧＨＱの招きで昭和 24 年に来日した、コロンビア大学のシャウプ教授を団長とするシャウプ使節団は、税制と地方自治・地方財政に関する調査報告書、いわゆるシャウプ勧告を取りまとめた。その内容は、国と都道府県、市町村へのあるべき事務配分を前提に、現在でいう公共サービスの便益のスピルオーバーを想定して、それにふさわしい税源、税種を配分し、あわせて、地方自治体間の財政力格差を均てん化するための地方財政平衡交付金を導入するという画期的な内容であった。地方税の充実強化という発想も見事ならば、府県税の基幹税に、当時、どの国も導入していなかった附加価値税を盛り込み、地方財政における財政調整制度において、大規模なものとしては例のなかった財源保障の仕組みを持ち込んでいる。

シャウプ勧告がなければ、戦後の地方税財政の発展はなかったといえる。地方財政の歴史を、外的なショックによって飛躍させたものである。その一方で、附加価値税はついに実施されず、地方財政平衡交付金には勧告通りにならば制度的欠陥があると同時に、事務配分のあり方には大きな問題点があった。

地方財政平衡交付金の技術的課題については次節で取り上げることにし、以下では、シャウプ勧告のもう 1 つの課題である事務配分のあり方について考察する。シャウプ勧告の基本認識は、国と地方の事務配分が複雑であることが国の地方への過剰な介入を招く原因であり、事務の性格に応じた配分とはいえないことに鑑みて、事務再配分が必要との認識を示した。勧告では、再配分の具体案こそ示さなかったが、その代わりに検討のための調査機関の設置を求めた。それに基づく地方行政調査委員会議の報告書は、議長の神戸正雄氏（財政学者で京都市長）から、神戸勧告と呼ばれる。

この神戸勧告はほとんど実現していない。それに対して、「占領時代初期においては、連合国側は“日本を弱体化”するのが目的であり、当時の状況を解説したものによれば「「中央行政府の権限の縮小、地方団体の権限拡大」を強く考えた。ところが、シャウプ勧告前後から、国際政治の冷戦が激化し、占領軍の日本評価は変わり始めた。朝鮮戦争を契機とする連合国の日本管理政策の転換である。総司令部内部においても分権派に代わって集権派の影響力が強くなった。このため、地方自治の強化はもはや第一次的な目標ではなかった」（坂田期雄『地方自治制度の沿革』ぎょうせい、1977 年、223～24 頁）というような論評がされることが多い。そこから、神戸勧告は実施すべきであったが残念ながら実施できなかったというニュアンスを読み取ることができる。その一方で、事務再配分については、当時の自治庁として二律背反的な雰囲気もうかがえる。たとえていえば、「方向性の議論としては正しいが、現下の状況のなかで無理押しすることの弊害についても、また十分留意しなければならない」といったところである。

明治期以来のわが国における事務配分は、大陸型の地方自治をモデルにした、国と地方が 1 つの事務を協力しながら分担する融合型であった。それに対してシャウプ勧告の考え方は、究極には、国と地方の共同処理事務をなくすというものである。わが国は単一制の国家として、融合型の事務配分によって国家建設を推し進めてきた。事務再配分の神戸勧告は取りまとめられたものの、占領統治が最終版の段階では、その実現に向けて強権を発揮するだけの推進エネルギーはなく、荒廃した国土を立て直し、経済力を強化して、先進国入りをめざすという戦後社会の右肩上

がりの時代が始まる際に、日本政府として、それを担ぐ内在的理由はなかったというのが歴史的評価であろう。

事務配分が分離型か融合型かの違いは、国庫支出金のあり方に大きく関わる。昭和23年の地方財政法は、制定当初は、融合型の事務配分を前提に、国と地方の負担区分を規定した。しかし、シャウプ勧告に基づいて事務再配分が検討される間は、それに係る条文を、地方財政平衡交付金法の附則において、年度を限って適用しないとした。

国と地方の共同所管事務には国と地方のそれぞれに利害があり、その利害の大きさに応じて負担区分を行う場合、国負担分は国庫負担金による。したがって、シャウプ勧告によって共同所管事務が否定されると、国庫負担金は原則廃止とされた。義務教育費国庫負担金が一時期、廃止され、神戸勧告の実施が見送られた昭和27年度に復活したのもそのような経緯からである。義務教育費国庫負担金の復活は、定員定額制に基づいて総額を決める以上、負担金の交付に伴って国の指示が強くなることはないので地方自治の侵害にはならないし、今後、義務教育の人件費が拡大するときに、その増収分を確保する地方税といっても容易にはない、という理由による（井手英策・平嶋彰英「奥野誠亮氏インタビュー　戦後の地方税財政制度の構築期を振り返って（後編）」『地方財政』、平成23年5月号）。そこにあるように、奥野誠亮氏は、シャウプ勧告流の分離型事務配分を現実的とみていなかったといえる。

シャウプ勧告による分離型事務配分の全面的な実現はなかったが、地方財政法は旧に復したわけではなく、昭和27年の改正で、第9条で従来の国と地方の利害に応じて負担割合を決めるという負担区分の考え方を撤廃し、地方の行う事務にかかる経費は全額それを負担することを原則としたうえで、第10条第1項で「国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある左の各号の一に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する」として国庫負担金の規定を残した。国に利害がある事務について、国が負担したい場合に「できる規定」とし、第11条で制定時の第10条第2項を引き継いで、国庫負担金の負担割合は政令で定めるとして、法律補助という考え方を示した。そこでは、国と地方の利害に応じた負担区分という考え方は消えたようにもみえるが、国庫負担を行う場合、第11条が定めるように、その負担割合は、合理的に定めるならば国の利害が大きいことが、依然として1つの基準となっている。

それゆえに、既述のように、高率補助金の引き下げ問題は、財政負担の国から地方への移転にすぎないとして、当時の自治省が強く反対している。その際、主張された論理は、国の地方への関与の縮小といった地方分権的な改革が実施されて、国と地方の利害のバランスが変わったときであるか、地方税の充実強化など、地方の自主財源が十分確保できたときのどちらかでなければ、国庫負担の割合は徒に変えるべきではない、であった。

昭和27年の地方財政法の改正では、第11条の2で、国庫負担金事業の地方負担分、いわゆる裏負担は、普通交付税の基準財政需要額に算入することを明記した（昭和27年の当時は、地方交付税ではなく地方財政平衡交付金）。すなわち、国と地方の共同所管事務における、国の負担は法律補助による国庫負担金、地方の裏負担分は地方財政平衡交付金の需要で捕捉することで確実に地方財源を保障するかたちとなった。裏負担の財源保障は、まさにシャウプ勧告によって導入された財政調整制度があったからできたものである。逆にいえば、シャウプ勧告が産み落とした地方財政平衡交付金が、実は、シャウプ勧告が否定した融合型事務配分の下で、実に有効に機能したことを意味する。

したがって、シャウプ勧告の考え方は尊重すべきだが、それが現実の制度のあり方を縛るものではない。国と地方の事務配分を分離型にして地方自治を強化することは方向性の議論としてのみ正しい。常に、その方向での漸進的改革を怠ってはならない。しかし、現実に、国の関与が不必要になるほど、共同所管事務がなくせる状況が、近未来に訪れることは想定できない。むしろ逆に、国の関与は、何もしなければ逆に大きくなる。そこで、事務再配分や国庫負担金などの財政制度の見直し、あるいは義務付け・枠付けの見直しなどで不断の改革が必要となる。地方分権とは永久運動のようなものである。それが、シャウプ勧告以降の地方財政制度運営の歴史が示す底流である。

シャウプは地方自治の発展の恩人であり、占領統治なくして、現在のような充実した地方税や地方交付税制度はなかったといえる。その一方で、シャウプ勧告の地方財政平衡交付金には技術的欠陥があり、それを修正する必要があった。シャウプ流の事務再配分論は、方向性の議論として飲み込んだ。シャウプ勧告は、それを超克することによって生かされたのであって、そこに回帰すべきものではない。それは、自治官僚によって語られることの少ない地方税財政の制度運営の歴史物語ではないか。

平成 11 年の地方分権一括法につながる地方分権推進委員会における税財源に関する議論のなかで、専門委員として参画した神野直彦教授は、機関委任事務の廃止に伴って税財政のあり方からそれにふさわしい整理をしようと試みている。「委員会の中間報告を前にして、機関委任事務の廃止と税財源を関係付けたプランを書いたことがありました。機関委任事務の廃止と結びつけながら補助金の改革をやっていこうという案でした。これは検討途中で廃案になり、中間報告には盛り込まれませんでしたが、諸井委員長が「今後のこともあるから記録に残しておけ」とおっしゃいまして日経新聞の経済教室（平成六年四月一九日付）に書きました。一般向けに「金を出す補助金」と「口を出す補助金」とに分類するといったわかりやすい調子で書いていますが、法定受託事務には一〇〇パーセント国が金を出せとか、法定した事務と関係付けながら、国庫支出金の可否を分けるといった整理を行っています。補助金の整理を機関委任事務の廃止に伴う改革と合わせようというプランでした。補助金の整理は自由な財源を増やすこと、つまり一般財源化を目指すものですが、それが全部、地方交付税でよいのか、基本的には、税源移譲と結びつかないと意味がないのではないかというようなことを書いています」（座談会「地方分権の二〇年を振り返って③」（『地方行政』797 号、平成 27 年）における神野氏の発言）。

発言部分で参照されている論文（経済教室「国と地方、対等関係構築を」）では、機関委任事務の廃止に伴って、国の関与を認める事務と認めない事務に区分し、前者については必要性を限定して高率の補助のみとし、後者については財源保障のみを目的に行う補助金として補助要綱の作成を認めないというプランが披露されている。その考え方は、共同所管事務を限定して国庫負担金を認めているものの、原則として国の関与のない事務を増やして金を出すが口は出さない補助金を充てたうえで、次の段階として、国と地方の税源配分のみ見直しによって、最終的に金を出す補助金を全廃し、シャウプ勧告が描いた世界を近未来に実現するというビジョンが垣間見える内容となっている。

共同所管事務の存在を前提に国庫負担金と地方交付税で負担区分を行うという制度を最終的に見直してこそ、国と地方を財政面で対等協力の関係にするという神野教授のメッセージは、シャウプ勧告で示された考え方を、特にそれまでほとんど手つかずであった財源面において、現実の地方分権改革のなかで実現しようとしたものと理解できる。事務配分と財政制度のあり方は、地方財政研究の根本

テーマであることが神野論考から改めて読み取ることができる。

４．歴史的経緯に由来する地方財政制度理解の難しさ

地方交付税は、わが国独自の財政調整制度として戦中に設けられた地方分与税とシャウプ勧告に基づく地方財政平衡交付金とのハイブリッドである。地方交付税の態容は、まさに経路依存性によるのであって、白紙であるべき制度として設計されたものではない。そのことは、特に地方交付税法の条文を解釈するうえで、特段に注意を要することである。条文から受ける印象と実際の運用が微妙に異なるのは、地方財政平衡交付金を改組して地方交付税制度を設けた歴史的経緯に拠るのであって、それを踏まえなければ、制度理解ができない。多くの研究者は少なくともそのことを怠ってきた。怠るばかりではなく、歴史的経緯に敬意を表する謙虚さを示してこなかった。それが地方財政制度の制度理解を難しくしている根本理由である。

裏返せば、そのことが特に近年の小泉構造改革以来の改革ブームのなかで、地方交付税制度が俗論としての改革論に翻弄されてきたことの原因の中心にある。総額決定（マクロ）と算定（ミクロ）との関係、算定の簡素化への過剰ともいえる要請、投資的経費への財源保障の仕組みである事業費補正への正当性を欠く批判などがその典型例である。現実に地方交付税がどのような制度的バランスのなかで運用されているかに対する配慮を欠いた批判が展開されるのは、事実認識に対する誠実さのなさゆえである。改革論に反対する者は利権を守る者と切り捨てることは簡単だが、現実に毎年度の地方交付税の予算折衝において展開されている論理は、その妥当性・正当性が認められているからこそ有効であり、研究者の改革論こそむなしく空を切っているのである。

シャウプ勧告に基づく地方財政平衡交付金の構想が持っていた制度運営上の課題の中心は、ミクロとマクロの関係と、留保財源や特別交付金に代表される算定の困難さである。さらに総額確保に関する決定的な見込み違いにある。それは第 2 節で述べた、国の財政当局の財政健全化の論理が、地方自治の理念の実現のうえで障害になるという構図の基本形である。それらの課題は、地方財政平衡交付金時代の技術的な改正と、占領統治が終わった4年後に地方交付税に改組することで対応されてきた。また、昭和 41 年度の法定率が 32%に引き上げられたことを受けて、それまで後回しになってきた投資的経費に対する財源保障の仕組みが発展することとなった。つまり、それらの過程を十分踏まえることが、地方交付税制度を理解するうえで不可欠である。

昭和 24 年 8 月末にシャウプ勧告が発表されてから、地方財政平衡交付金の法案化までに許された時間は、実質的には半年もなかった。当時は、ＧＨＱが閣議提出前に法案の適否を判断していたことを踏まえると、時間的制約の厳しさはそれ以上のものであった。地方財政平衡交付金は、他に類のない制度だけに、制度を構想して法律に落とし込み、それを英語に翻訳してＧＨＱの担当者の理解を求める作業の困難さは、それを伝える当時の自治官僚の座談会などから十分忍ばれるところである。

地方財政平衡交付金の特徴は、単なる財政調整ではなく、財源保障機能を盛り込んだことである。それだけに総額確保がもっとも重要なポイントとなる。後述する技術的課題もさることながら、自治官僚たちがもっとも問題視するのは、わが国の財政運営の現実において、総額を確保することがいかに困難であるかであり、そのことがないがしろになれば制度全体の信認が崩れることである。シャウプ勧告の発想に拠れば、地方財政委員会のような中立的な機関が、財源の所要額を財政当局に要求すれば、それが基本的に尊重されるといったものであったが、それは、わが国にはとても該当しないことであった。当時、アメリカを視察した自治官僚たちが、アメリカの実情との違いをもっとも感じたのもその点である。

昭和 23 年のドッジラインによって、24 年度の地方配付税率は無残にも半減された。それはインフレ抑制のための超デフレ政策が、ＧＨＱの力を背景に断行された結果であり、そこには地方自治を尊重する配慮はなかった。非現実的に圧縮された昭和 24 年度の地方財政計画が、その後の総額確保の論拠となる悲劇が、25 年度から 4 年間続いた地方財政平衡交付金の運営に、暗い影を落とすことになった。地方財政閉口交付金と悪口をいわれたのも、ドッジラインの影響が長く続いたためである。昭和 20 年代の終わりから 30 年代の初めにかけて、地方自治体の多くが赤字団体に転落する背景にはそれがあった。

当時、地方財政平衡交付金の総額決定は、大蔵省にとっても予算編成上で厳しい折衝を覚悟しなければならず、それを回避したいという気持ちは強かったとされる。かつての地方配付税は総額を国税収入の一定割合としていたことで、それに回帰する仕組みとする構想は大蔵省側にもあり、一方、地方制度調査会もそのような構想をまとめた。それが昭和 29 年度から始まる地方交付税制度である。

もっとも、その際に財源保障機能をどこまで維持するかについては、大蔵と自治では大きく意見が異なった。前者は、国税に総額をリンクさせる以上、渡しきりの補助金であるとみなそうとするのに対して、後者は中長期といえどもあくまで財源保障機能は維持されるというものである。地方交付税法が、新設ではなく、あえて地方財政平衡交付金法の一部改正としたのは、自治側があくまで財源保障機能を維持しようとした姿勢の表れである。地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の法定率の見直しに関する解釈に両者の違いが集約される。

地方交付税法は、自治側の解釈に拠れば、中長期で法定率が見直されることで、財源保障機能が維持されるというものである。すなわち、中長期で所要額が確保されることとなる。しかしながら、現実には、地方財政計画の歳出と歳入は毎年度同額とされる運用が、制度創設以来、続いている。それは法の想定はともかくとしても、地方財源の所要額を確保できない年度があるという事態が、国の地方に対する責任の果たし方として許容しがたいという判断から来るものである。その点が、地方交付税制度の運用をめぐる解釈を難しくしている理由の 1 つである。

そのような運用を定着させたのが、地方交付税の総額のあり方を検討した事実上の初年度における昭和 30 年度の穴あき地方財政計画といわれる事件である。昭和 30 年度は波乱の年度であったが、年度途中で、事実上の法定率の引き上げに目処をつけて、ドッジライン以来の地方財政計画の是正に踏み出すと同時に、赤字団体に対して財政再建を促す地方財政再建促進特別措置法を設けている。

総額確保が一応解決するのは、その後、高度経済成長時代で国税収入が伸長するとともに、その法定率を段階的に引き上げることを通じてであり、最終的には昭和 41 年度に法定率を引き上げて、翌年度以降に経済情勢が回復した後である。財源確保を受けて、地方交付税の算定では、当時、喫緊の課題とされた投資的経費の拡充に焦点が移る。投資的経費の算定の充実を図った経緯は述べないが、いわゆる事業費補正のかたちに落ちつくのは昭和 50 年代の半ば以降である。

総額確保以外の技術的課題の 1 つめは、マクロとミクロの関係である。シャウプ勧告では、地方財政平衡交付金の所要額は、ミクロ（個別団体）ベースで積み上げて、それを集計して総額を決定することが想定されている。しかしながら、国の予算編成過程を想定すると、予算編成の時点で、翌年度のすべての地方公共団体の財政需要を確定させることは不可能であることが、容易に予想がつく。当時書かれたものから、ＧＨＱに対してその困難さを伝えていたことは確認できるが、それに対してどのような回答があったか明確ではない。シャウプ勧告にそうした実務上の課題への配慮が薄いのは、事務方との調整を経ないで書かれたという経緯が影響していると考えられる。

現実の運用では、マクロの地方財政計画に着目して、そこで総額として所要額を確定させて、個別団

体に対しては算定によって配分するという方法を、地方財政平衡交付金の初年度から実施していた。地方財政計画は、地方財政推計として昭和23年度からその原型があり、地方財政平衡交付金法によって法律上の位置づけが与えられた。もっとも、総額決定に関する法律の書きぶりは、どちらかといえばシャウプ勧告のイメージに近い。もっとも、地方財政平衡交付金は、総額決定が積み上げの結果であるか、マクロの計画ベースで決まったものかは、出来映えだけをみれば変わりがない。

ところが、地方交付税法への改組の際に、総額を国税収入の一定割合とするように改めた後も、個別の積み上げが総額になるといったニュアンスは必ずしも見直されていない。それが、地方交付税の額が不足する際に調整率を乗じて減額する際の規定に典型的に表れている。地方財政計画の歳出と歳入が同額であることを前提に、マクロで総額を決定する場合、調整率を乗じるのはマクロの財源不足を解消する手段ではなく、算定上の端数を切り落とす手段として用いられる。そのことが、地方交付税の制度理解における1つの壁になっている。

技術的課題の2つめは算定の困難さに関することである。ミクロの財源保障を実現するには、財政需要を客観的に捕捉することが絶対条件である。しかしながら、そのことはけっして容易ではない。生活保護や戸籍事務などの定型的な事務であれば可能であるとしても、そのようなものばかりではない。経常的経費では法定のサービス水準を想定して算定することは少なくとも一部では可能だが、投資的経費では整備水準に関する客観的な基準が定められない方が通常である。

①地方自治体の個別の事情に寄り添って算定する必要がある財政需要（典型は災害復旧など）、もあれば、②概算による客観的算定、がなじむものもあれば、財政需要として保障することを放棄して、③自主財源の一部の範囲で賄うべきもの、もある。地方財政平衡交付金法の制定の際に、基本は②としながらも、③として留保財源を設けている。また、法律の創設時には、暫定的措置として①に対して特別交付金を設けたが、昭和27年の第3次改正で恒久措置としたという経緯がある。その考え方は、地方交付税にそのまま引き継がれている。

それに対して、基準財政需要額は国が定める標準的経費にかかる財源保障の水準であり、留保財源は個別自治体の独自政策にかかる財源であるという教科書的な見方は、完全な間違いではないが大いにミスリーディングである。むしろその見方が、地方交付税の制度理解を阻む壁となっている。

むしろ標準的経費とは、マクロベースではあるが、地方財政計画の歳出・歳入そのものである（厳密にいえばそこから不交付団体水準超経費分を両建てで控除した額）。地方交付税の制度の作り方から、交付団体ベースで一般財源ベースの地方財政計画の歳入は、

特別交付税＋普通交付税＋交付団体ベースの地方税・地方譲与税等

となるが、それを加工すると次のようにかける。

特別交付税＋基準財政需要額＋留保財源

すなわち、地方財政計画が定める標準的経費にかかる一般財源は、特別交付税で対応する部分と、基準財政需要額に算入することで厳密に財源保障される部分と、留保財源対応として税収の多寡に応じて決まる部分に分かれることになる。それが先の①～③に関する財源の配当に相当する。その際、①と②、②と③、あるいは①と③との関係は相対的なものであり、経費によって①～③のどれかで区分されるというよりも、複数の区分で対応されるものも多く、年度によってその割合もまた変わりうるものである。基準財政需要額は、その意味で絶対的な概念ではなく、それをもって標準的経費と理解するとさまざまな誤解を与えるものである。この点も、制度理解を難しくする技術的要素である。

それらは制度形成の歴史的経緯に基づく技術的な側面からくるものであるが、地方交付税制度になって60年以上が経過しても制度リテラシーは進んでいない。制度への誤解が批判の原因となっている

典型に事業費補正がある。

事業費補正に対する批判では、投資的経費の出来高に応じた財源保障であり、交付税の補助金化であり、地方交付税の本来の性格の変質であるとまでいわれることがある。特別交付税はまさに出来高に対する財源保障であり、地方交付税にはそのような部分がある。投資的経費は、本来、義務付けの弱い経費であるので、③対応であることが原則であるとしても、その場合、財政力に応じて公共施設等の整備水準が決まってしまうので、特に重要と考えられる投資的経費については、その公債費の一部を事業費補正または単位費用でカウントすることで②の部分を加味し、②および③で財源保障することは妥当なことである。このように、地方交付税に対するいわれなき批判は、制度理解が浅いことから来るものが大半である。

さて、昭和25年に創設される地方財政平衡交付金法が、最初の段階から算定に関して上記のような整理をしていたことは、その条文から十分くみ取ることができる。単位費用を定めた第14条の第1項「第十一条の単位費用は、道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合における各測定単位の単位当りの費用を基礎として、この法律で定める」と第2項「前項の単位当りの費用は、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定するものとする」とある。標準的な経費のうち、留保財源対応部分を除くものとして単位費用が定められているからである。また、制度発足時に臨時的措置であった特別交付金を恒久制度にすることで原型が整えられている。

このように制度形成期の歴史的経緯を十分に踏まえれば、地方交付税制度に対する誤解は大いに違ったものとなる。地方交付税の運営ルールの多くは、技術的な理由に拠るものであり、そのことを踏まえなければ、制度に対する正当な評価はできない。

５．地方財政研究におけるあるべき視点

本稿は、主として敗戦から10年間における地方自治・地方税財政制度の形成期におけるさまざまな歴史的経緯、とりわけシャウプ勧告をめぐる評価が、今日の地方分権改革や地方財政制度のあり方に関わるものの見方に決定的に重要であることを踏まえて、歴史的経緯に照らした制度理解のあり方を示してきた。筆者の見るところ、それは現代における地方財政研究において決定的に欠落した要素である。新約聖書『マタイによる福音書』は、第7章13節で「狭い門から入りなさい」と説き、14節で「命に通じる門はなんと狭く、その道も細いことか。それを見いだす者は少ない」と述べている。学界全体の動きとして、地方財政の研究者が制度理解のための本格的な研究を怠っていたことを指摘しておきたい。

制度形成期に、それを担ってきた官僚たちに焦点を当てて、その立ち位置を借りて制度形成における課題を考え、彼らがみえていたものをみようとすることが、研究の基本的なスタンスであるはずである。自治官僚の内在的論理を明らかにしなければ、地方財政制度のもつ機能や、それが担うミッションを解き明かすことはできない。

本稿でみてきたように、現在の制度は、当然、経路依存性に大きく影響を受けている。同時に、中央省庁は、一種のパワーゲームのなかにあるので、あるべき制度があるべき姿として存在しているわけではなく、パワーゲームに勝つことが行動原理となり、そのことが制度形成において影響を受ける。白紙であるべき姿を描くことはけっしてよいことではない。加えて重要なことは、地方財政制度は一種の統治の論理で貫徹されているものであって、そのことに対して前提として否定的な見方をしてしま

えば、中立的な評価にはならない。それらのことが、学界における地方財政制度研究の発展を阻む要因になってきたというのが筆者の見立てである。

筆者にとって、地方行財政ビジョン研究会の四半世紀は、そのような学界的な見方とは無縁の世界で、地方財政制度研究にアプローチできる絶好の機会であった。本稿で取り上げたような内容が直接取り扱われたわけではなかったが、制度運営の文脈を研究会の場で触れることで、さまざまな知的関心の糸口が与えられたことはいうまでもない。

これからも本研究会に参加する研究者は、学問の世界と現実との架け橋となる役割を果たすべきである。そのためには、先ず自らが砕かれた存在にならなければならない。現代日本のイデオロギー的風景では、研究者が国家権力に向き合う姿勢を整えることは容易ではない。オルテガの『大衆の反逆』ではないが、研究者こそが進歩主義や技術主義に目が曇らされ、誤った信念に基づいて間違った制度改革を先導する愚を犯しがちであるという警告に、常に自覚的であるべきである。

委 員 名 簿 等

人口減少及び少子高齢化の進行という構造的課題に対応した地方行財政制度の在り方に関する調査研究会（平成29年度　地方行財政ビジョン研究会）
委員名簿

平成30年3月末日現在

委員長	小西　砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
委　員	伊集　守直	横浜国立大学経済学部准教授
	井手　英策	慶応義塾大学経済学部教授
	宇野　二朗	札幌大学地域共創学群法・政治学系教授
	関口　智	立教大学経済学部経済政策学科教授
	相馬　直子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	高端　正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	田邊　國昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	冨江　直子	茨城大学人文社会科学部現代社会学科准教授
	中野　妙子	名古屋大学大学院法学研究科教授
	西岡　晋	東北大学大学院法学研究科教授
	沼尾　波子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
	古市　将人	帝京大学経済学部経済学科講師
	黒田　武一郎	自治財政局長
	境　勉	大臣官房審議官（財政制度・財務担当）
	大西　淳也	大臣官房審議官（公営企業担当）
	大沢　博	自治財政局財政課長
	出口　和宏	自治財政局調整課長
	菊池　善信	自治財政局交付税課長
	長谷川　淳二	自治財政局地方債課長
	藤井　雅文	自治財政局公営企業課長
	本島　栄二	自治財政局公営企業課公営企業経営室長
	伊藤　正志	自治財政局公営企業課準公営企業室長
	山越　伸子	自治財政局財務調査課長
	島田　勝則	自治財政局財政課参事官
	本庄　宏	一般財団法人地方自治研究機構調査研究部長 兼 総務部長
事務局	五月女　有良	自治財政局調整課課長補佐
	大谷　拓也	自治財政局調整課事務官
	佐藤　哲也	地方自治研究機構調査研究部調査研究室長兼総務室長
	道口　峻司	地方自治研究機構調査研究部研究員

平成２９年度の開催経緯

委員会	テーマ・報告者	報告書該当部分
第１回委員会 （平成 29 年５月 25 日）	○「地方交付税について」 大沢　博　　総務省自治財政局交付税課長	第１部　第２章
第２回委員会 （平成 29 年７月 13 日）	○「合併・広域連携・補完」 小川　康則　　総務省自治行政局市町村課長	第１部　第１章
事例視察 （平成 29 年８月９日・ ８月 10 日）	○「南相馬市の現状と復興に向けた課題について」 福島県南相馬市復興企画部 ○「石巻市の復興の現状と課題」 宮城県石巻市復興政策部	第２部　第１章 第２部　第２章
第３回委員会 （平成 29 年 11 月 21 日）	○「社会保障制度改革について」 出口　和宏　　総務省自治財政局調整課長	第３部　第１章
第４回委員会 （平成 30 年１月 23 日）	○「平成 30 年度地方財政対策の概要について」 進　龍太郎　　総務省自治財政局交付税課理事官 ○「平成 30 年度地方税制改正(案)について」 山本　倫彦　　総務自治税務局企画課税務企画官	第４部　第１章 第４部　第２章
第５回委員会 （平成 30 年２月 16 日）	○「財政学研究の系譜　佐藤進先生の論考をもとに」 小西　砂千夫　委員長　関西学院大学大学院 経済学研究科・人間福祉学部教授	第５部

人口減少及び少子高齢化の進行という構造的課題に対応した
地方行財政制度の在り方に関する調査研究

－平成30年3月発行－

一般財団法人　地方自治研究機構
〒104-0061
東京都中央区銀座7-14-16　太陽銀座ビル2階
電話03-5148-0661（代表）

この報告書は再生紙を利用しています。